

大津川水系大津川・槇尾川の洪水予報実施要領

大阪府と大阪管区気象台は、「大阪府及び気象庁が共同して行う洪水予報業務に関する協定（平成 28 年 4 月 1 日）」（以下「協定」という。）に基づき、大津川水系大津川・槇尾川の洪水予報業務について次のとおり実施要領を定める。

1. 洪水予報を行う際に用いるデータ
大津川水系大津川・槇尾川における流域内の気象庁雨量観測所、大阪府雨量・水位観測所の所在は付表 1、位置図は付図 1 のとおりとする。
2. 洪水予報を行う際の連絡
洪水予報作業に関する連絡責任者は、大阪府においては事業調整室都市防災課参事、大阪管区気象台においては予報課長とする。連絡方法については、大阪府と大阪管区気象台間にオンラインで接続された情報処理システム（以下「情報システム」という。）、又は、電話・FAX によるものとする。
3. 洪水予報の伝達
洪水予報の伝達先及び伝達系統は、それぞれ付表 2、付図 2 のとおりとする。
4. 洪水予報作業の開始及び終了
 - (1) 洪水予報作業の開始時期は、次のいずれかの場合に双方が協議のうえ決定する。
 - ア 付表 3 (1) に示す流域平均雨量が、同表に示す基準値以上となり、引き続きかなりの降雨量が予想されるとき。
 - イ 付表 3 (2) に示す基準観測所の水位が、開始基準水位を超え、引き続きかなりの増水が予想されるとき。
 - ウ その他、洪水予報の必要が認められ、一方から要求があったとき。
 - (2) 洪水予報作業の終了時期は洪水による危険がなくなったと認められるとき、双方が協議のうえ決定する。
5. 洪水予報の発表
 - (1) 洪水予報には標題、洪水予報番号、種類、発表日時、発表官署名、見出し、主文及び問い合わせ先を記載することとし、必要に応じ、雨量、水位、注意事項、参考資料等を記載することとする。
 - (2) 具体的な発表形式は、付図 3 の発表形式イメージを基本とするが、詳細の文言は必要に応じて変更できるものとする。また、緊急に発表が必要なときは、適宜予報文を簡略化するなど、迅速な発表につとめるものとする。
 - (3) 洪水予報番号は協定に定めた予報区域ごと、洪水ごとに一連番号とし、洪水予報の解除を最終番号とする。
 - (4) 予報文の作成にあたっては、相互に密接な連絡を保ちつつ、洪水予警報等作成システムを用いるものとする。
 - (5) 大津川・槇尾川において、付表 1 (2) に示す基準観測所で発表基準となった場合に発表する。ただし、双方が協議のうえ必要と認める場合は、適宜更新発表を行う。
 - (6) 発表した予報文に誤りがあった場合は、速やかに新たな予報文を発表する。その際、発表日時は新たに発表した日時とし、洪水予報番号は誤りがあった予報文の洪水予報番号を 1 つ繰り上げた番号とする。また、必要に応じ、訂正した箇所について簡潔に注意事項に記載する。

なお、洪水予報の発表にあたり、大阪府や報道機関等へは大阪管区気象台等から XML

形式で情報が提供されていることを念頭に、7. に述べる情報システム障害時を除き、付表2で定めた伝達方法以外の手段を用いるなどの変則的な運用は行わないことを徹底する。

6. 洪水予報の基準

洪水予報の発表基準は、協定に基づくものとし、具体的な水位の基準は、付表1(2)のとおりとする。

7. 情報システム障害時の措置

情報システムの障害時においては、以下の要領で作業を行う。

(1) 情報システムの一時的な障害時においては、以下の要領で作業を行う。

- ア 大阪府と大阪管区气象台のデータの交換については、付表4の種類について、FAX 又は電話等により、必要に応じ適宜通知するものとする。
- イ 障害等により、通常の作業手順で洪水予報文を作成できない場合には、原則として洪水予警報等作成システムのマニュアルに従い対応するものとする。なお、洪水予警報等作成システムのマニュアルで対応できない場合は、大阪府において緊急版の作業用紙を用いて洪水予報文を作成する。この場合、FAX 等により大阪管区气象台に予報文案を送信し、相互で確認・承認等を行う。
- ウ 障害時の予報文の部外機関への伝達については、大阪府と大阪管区气象台のそれぞれが定める方法により、確実にを行うものとする。

(2) 情報システムの長期障害を含む機能喪失時においては、以下の要領で作業を行う。

- ア 大阪府が機能喪失した場合は、原則として洪水予警報等作成システムのマニュアルに従い対応するものとする。
- イ 大阪管区气象台が機能喪失した場合は、大阪管区气象台が実施すべき作業を、気象庁の他官署（連絡先は付表5）で代行する。

8. その他

- (1) 洪水予報を円滑に実施するため、双方で定期的に対向試験を行い、習熟を図るものとする。
- (2) 本要領の内容を変更する必要がある場合、又は本要領の定めていない事項について一方から申し入れがあった場合には、速やかに協議する。

附則

本要領は令和5年3月30日に改正し、令和5年3月30日から実施する。

本要領は令和6年3月29日に改正し、令和6年4月1日から実施する。

令和6年3月29日

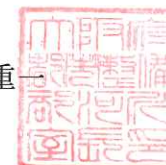
大阪府都市整備部事業調整室長

穴戸 英明



大阪府都市整備部河川室長

小池 重一



大阪管区气象台気象防災部予報課長

依岡 幸広



付表1 情報システムにより交換されるデータに含まれる雨量・水位観測所

(1) 大阪府雨量観測所

流域	観測所名		所在地	標高(m)
津田川	岸和田	きしわだ	岸和田市野田町岸和田土木事務所内	14.0
槇尾川	横山	よこやま	和泉市仏並町104-1(株)大勇組内	130.0
牛滝川	山滝	やまたき	岸和田市内畑岸和田市立山滝中学校	100.0
石津川	鳳	おおとり	堺市西区鳳東町鳳土木事務所内	21.0

(2) 大阪府水位観測所(基準観測所)

河川	観測所名		位置 (緯度・経度)	所在地	水防団 待機水位 (m)	氾濫 注意水位 (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫 危険水位 (m)
					レベル1 水位	レベル2 水位	レベル3 水位	レベル4 水位
槇尾川	川中橋	かわなかばし	N 34° 27' 17" E 135° 28' 27"	和泉市 三林町	1.00	1.75	1.90	2.20

(3) 大阪府水位観測所(基準観測所以外)

河川	観測所名		位置 (緯度・経度)	所在地	水防団 待機水位 (m)	氾濫 注意水位 (m)
					レベル1 水位	レベル2 水位
大津川	楯並橋	たてなみばし	N 34° 29' 46" E 135° 23' 47"	泉大津市 清水町	1.00	2.25
槇尾川	桑原大橋	くわはらおお はし	N 34° 28' 47" E 135° 26' 04"	和泉市 観音寺町	1.00	2.50

(4) 大阪府潮位観測所

海岸	観測所名		位置 (緯度・経度)	所在地
堺泉北港	泉北港	せんぼくこう	N 34° 30' 31" E 135° 23' 47"	泉大津市 新港町

付表2 洪水予報の伝達先等

伝達先	伝達方法	担当機関・官署
河川情報センター	N T T F A X	大阪府
陸上自衛隊第三師団	防災行政無線	〃
陸上自衛隊第 37 普通科連隊	N T T F A X	〃
大阪府危機管理室	気象情報伝送処理システム	大阪管区气象台
	防災行政無線	大阪府
大阪府岸和田土木事務所	N T T F A X 防災行政無線	大阪府
大阪府鳳土木事務所	〃	〃
忠岡町	〃	〃
和泉市	〃	〃
高石市	〃	〃
泉大津市	〃	〃
日本放送協会	気象情報伝送処理システム	大阪管区气象台
N T T 五反田センタ	〃	〃
総務省消防庁	〃	〃

※N T T 五反田センタへの洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

※報道機関については、上に記載した日本放送協会のほか、その他の民間放送局及びラジオ放送局へ、別途気象庁システムにより配信している。

付表3

(1) 洪水予報作業の開始基準雨量(配備基準雨量)

河川	流域	流域平均雨量
大津川・槇尾川	大津川水系	3時間雨量(実況1h+予測2h)30mm以上 又は、 3時間雨量(実況3h)30mm以上

(2) 洪水予報作業を開始する大阪府水位観測所(基準観測所)と開始基準水位

河川	観測所名	開始基準水位
大津川・槇尾川	川中橋観測所	1.10m

付表4 情報システム障害時に交換するデータ

(1)大阪管区气象台から大阪府に通知するもの

ア	大阪府に発表された注意報・警報(水防活動用)
イ	気象情報(大雨, 台風, 低気圧, 梅雨等)
ウ	大津川水系の流域平均雨量(実況, 3時間先までの予測雨量)
エ	解析雨量
オ	降水短時間予報、降水ナウキャスト

(2)大阪府から大阪管区气象台に通知するもの

ア 次の観測所の雨量(実況)

津田川	岸和田 (岸和田市野田町)
槇尾川	横山 (和泉市仏並町)
牛滝川	山滝 (岸和田市内畑)
石津川	鳳 (堺市西区鳳東町)

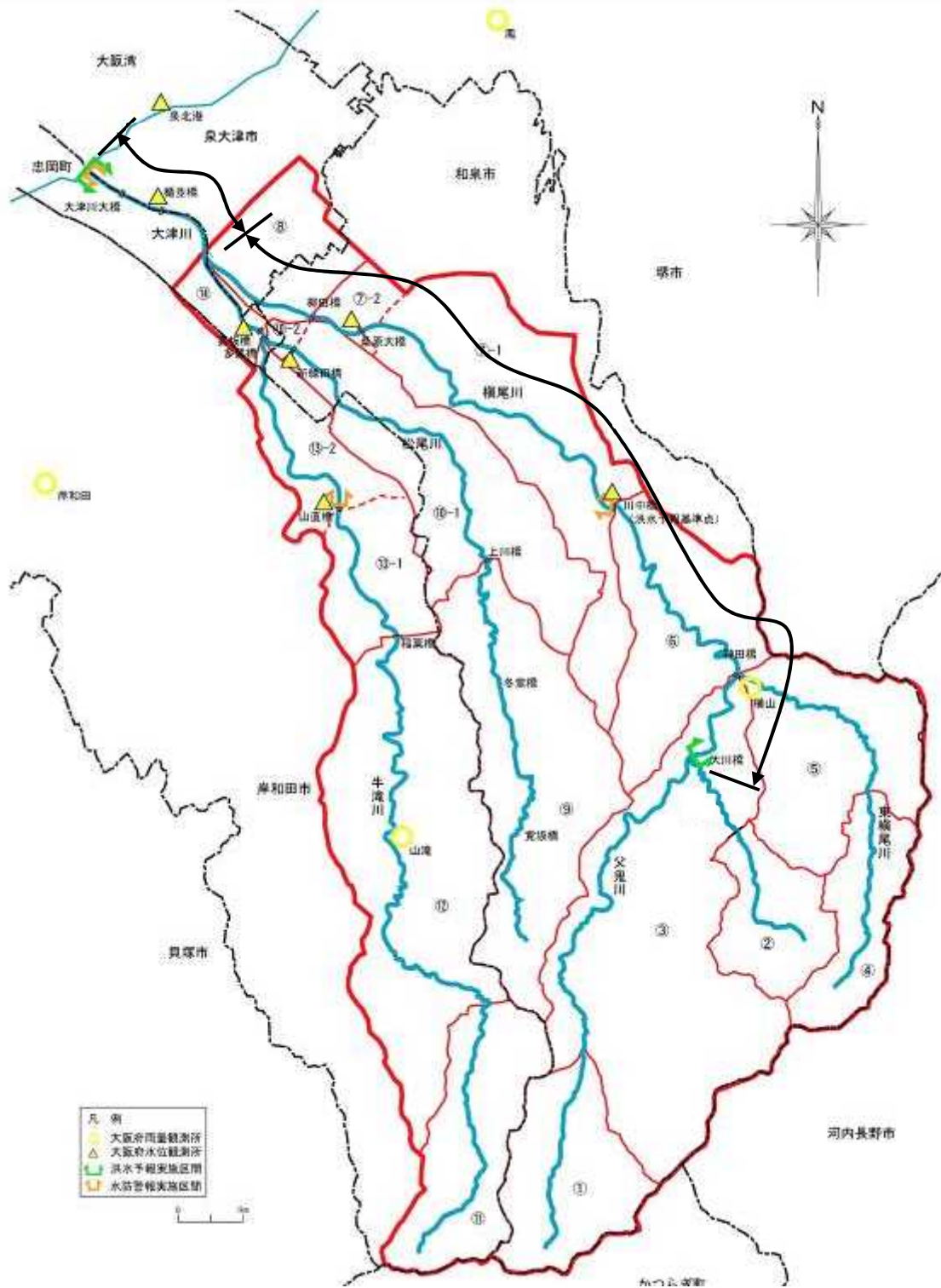
イ 次の観測所水位(実況及び3時間先までの予測)

槇尾川	川中橋 (和泉市三林町)
-----	--------------

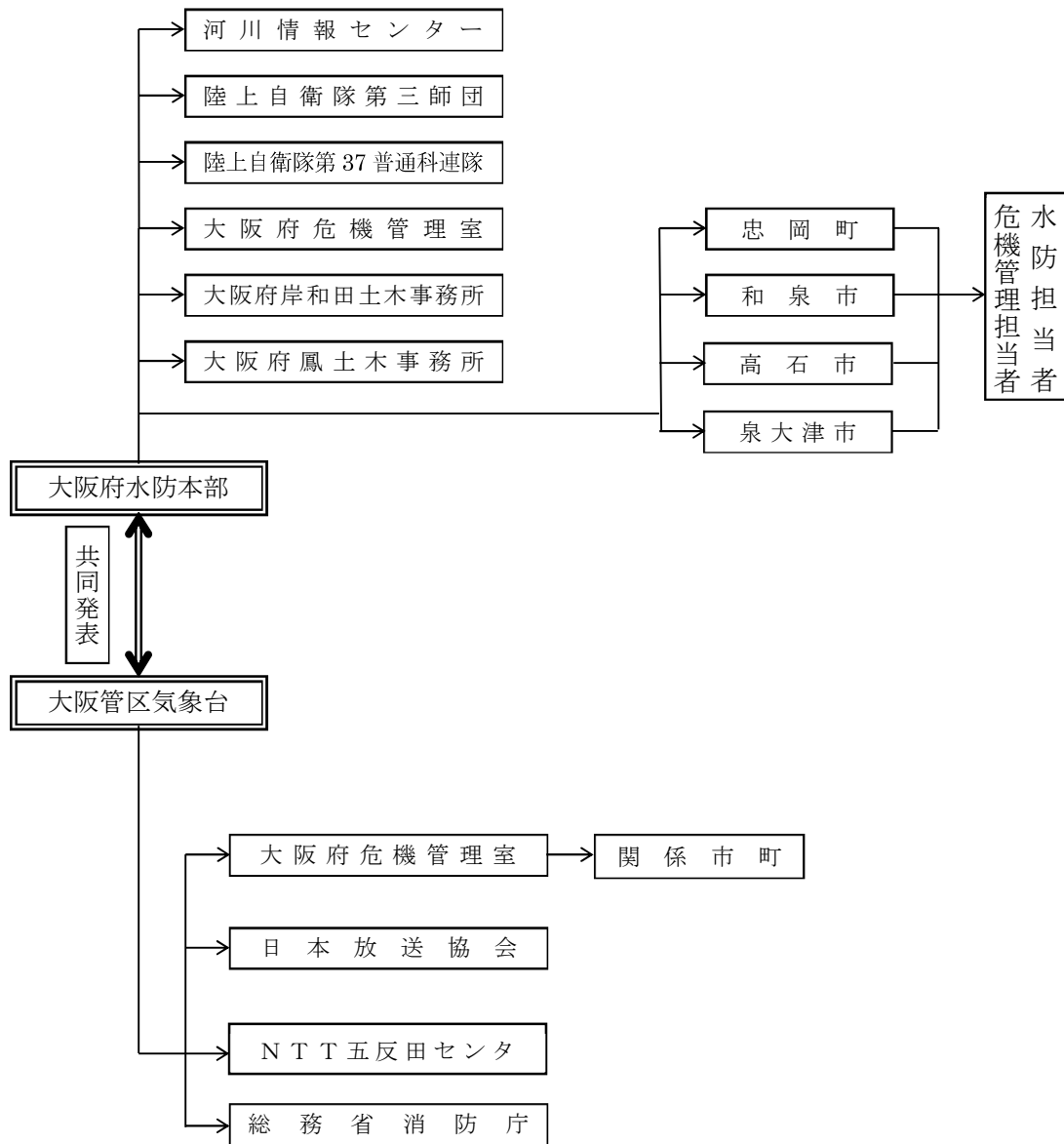
付表5 機能喪失時の代行官署及び連絡先

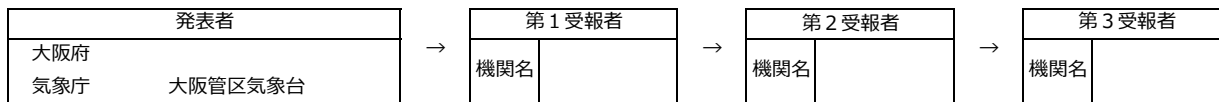
气象台機能喪失時の代行官署	洪水予報作業時の連絡先
気象庁	大気海洋部予報課 気象監視・警報センター

付図1 洪水予報区間及び雨量・水位観測所の位置図



付図2 洪水予報の伝達先





正規

おおつがわすいけい おおつかわ まきおがわ
大津川水系大津川・榎尾川氾濫危険情報

大津川水系大津川・榎尾川洪水予報第〇号
 洪水警報（発表）
 令和〇年〇月〇日〇時〇分
おおさかふ おおさかかんきしやうだい
 大阪府・大阪管区気象台 共同発表

（見出し）

【警戒レベル4相当情報 [洪水]】大津川水系大津川・榎尾川では、氾濫危険水位に到達し、
 氾濫のおそれあり

（主 文）

【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。榎尾川の川中橋水位観測所（和泉市）では、「氾濫危険水位」に到達しました。榎尾川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、〇〇市、〇〇町では、浸水するおそれがあります。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

（雨量）

多いところで1時間に30ミリの雨が降っています。
 今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	13日06時40分～13日09時40分 までの流域平均雨量	13日09時40分～13日12時40分 までの流域平均雨量の見込み
大津川水系流域	40ミリ	30ミリ

（水位）

大津川水系大津川・榎尾川の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
川中橋 水位観測所 (和泉市)	13日09時40分の状況	1.75 -				
	13日10時10分の予測	1.80 -				
	13日10時40分の予測	1.80 -				
	13日11時10分の予測	1.85 -				
	13日11時40分の予測	1.90 -				

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。
 水位のグラフは各水位間を按分したものです。
 水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位=計画高水位の場合は最大になります。
 なお、水位の予測値は前30分間の最大値を示します。

(注意事項)

(参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	川中橋水位観測所	
	和泉市	
レベル4水位 氾濫危険水位※	2.20	
レベル3水位 避難判断水位※	1.90	
レベル2水位 氾濫注意水位	1.75	
レベル1水位 水防団待機水位	1.00	
受け持ち区間	大津川 左岸 泉北郡忠岡町馬瀬三丁目地先の二級河川牛滝川、二級河川槇尾川合流点から海まで 右岸 泉大津市板原地先の二級河川牛滝川、二級河川槇尾川合流点から海まで 槇尾川 左岸 和泉市仏並町の二級河川父鬼川合流点から二級河川大津川への合流点まで 右岸 同	
氾濫が発生した場合の浸水想定区域	大阪府泉大津市、大阪府和泉市、大阪府泉北郡忠岡町、大阪府高石市	

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

	パソコンから	携帯電話から
大阪府ホームページ	http://www.osaka-kasen-portal.net/suibou/index.html	
気象庁ホームページ	https://www.jma.go.jp/	

問い合わせ先

水位関係：大阪府 電話：06-6944-6167

気象関係：気象庁 大阪管区気象台 気象防災部 予報課 電話：06-6949-6303



大津川水系牛滝川の洪水予報実施要領

大阪府と大阪管区气象台は、「大阪府及び気象庁が共同して行う洪水予報業務に関する協定（平成28年4月1日）」（以下「協定」という。）に基づき、大津川水系牛滝川の洪水予報業務について次のとおり実施要領を定める。

1. 洪水予報を行う際に用いるデータ
大津川水系牛滝川における流域内の気象庁雨量観測所、大阪府雨量・水位観測所の所在は付表1、位置図は付図1のとおりとする。
2. 洪水予報を行う際の連絡
洪水予報作業に関する連絡責任者は、大阪府においては事業調整室都市防災課参事、大阪管区气象台においては予報課長とする。
連絡方法については、大阪府と大阪管区气象台間にオンラインで接続された情報処理システム（以下「情報システム」という。）、又は、電話・FAXによるものとする。
3. 洪水予報の伝達
洪水予報の伝達先及び伝達系統は、それぞれ付表2、付図2のとおりとする。
4. 洪水予報作業の開始及び終了
 - (1) 洪水予報作業の開始時期は、次のいずれかの場合に双方が協議のうえ決定する。
 - ア 付表3(1)に示す流域平均雨量が、同表に示す基準値以上となり、引き続きかなりの降雨量が予想されるとき。
 - イ 付表3(2)に示す基準観測所の水位が、開始基準水位を超え、引き続きかなりの増水が予想されるとき。
 - ウ その他、洪水予報の必要が認められ、一方から要求があったとき。
 - (2) 洪水予報作業の終了時期は洪水による危険がなくなったと認められるとき、双方が協議のうえ決定する。
5. 洪水予報の発表
 - (1) 洪水予報には標題、洪水予報番号、種類、発表日時、発表官署名、見出し、主文及び問い合わせ先を記載することとし、必要に応じ、雨量、水位、注意事項、参考資料等を記載することとする。
 - (2) 具体的な発表形式は、付図3の発表形式イメージを基本とするが、詳細の文言は必要に応じて変更できるものとする。また、緊急に発表が必要なときは、適宜予報文を簡略化するなど、迅速な発表につとめるものとする。
 - (3) 洪水予報番号は協定に定めた予報区域ごと、洪水ごとに一連番号とし、洪水予報の解除を最終番号とする。
 - (4) 予報文の作成にあたっては、相互に密接な連絡を保ちつつ、洪水予警報等作成システムを用いるものとする。
 - (5) 牛滝川において、付表1(2)に示す基準観測所で発表基準となった場合に発表する。ただし、双方が協議のうえ必要と認める場合は、適宜更新発表を行う。
 - (6) 発表した予報文に誤りがあった場合は、速やかに新たな予報文を発表する。その際、発表日時は新たに発表した日時とし、洪水予報番号は誤りがあった予報文の洪水予報番号を1つ繰り上げた番号とする。また、必要に応じ、訂正した箇所について簡潔に注意事項に記載する。

なお、洪水予報の発表にあたり、大阪府や報道機関等へは大阪管区气象台等からXML形式で情報が提供されていることを念頭に、7.に述べる情報システム障害時を除き、付表2で定めた伝達方法以外の手段を用いるなどの変則的な運用は行わないこととする。

とを徹底する。

6. 洪水予報の基準

洪水予報の発表基準は、協定に基づくものとし、具体的な水位の基準は、付表1(2)のとおりとする。

7. 情報システム障害時の措置

情報システムの障害時においては、以下の要領で作業を行う。

(1) 情報システムの一時的な障害時においては、以下の要領で作業を行う。

ア 大阪府と大阪管区気象台のデータの交換については、付表4の種類について、FAX又は電話等により、必要に応じ適宜通知するものとする。

イ 障害等により、通常の作業手順で洪水予報文を作成できない場合には、原則として洪水予警報等作成システムのマニュアルに従い対応するものとする。なお、洪水予警報等作成システムのマニュアルで対応できない場合は、大阪府において緊急版の作業用紙を用いて洪水予報文を作成する。この場合、FAX等により大阪管区気象台に予報文案を送信し、相互で確認・承認等を行う。

ウ 障害時の予報文の部外機関への伝達については、大阪府と大阪管区気象台のそれぞれが定める方法により、確実に行うものとする。

(2) 情報システムの長期障害を含む機能喪失時においては、以下の要領で作業を行う。

ア 大阪府が機能喪失した場合は、原則として洪水予警報等作成システムのマニュアルに従い対応するものとする。

イ 大阪管区気象台が機能喪失した場合は、大阪管区気象台が実施すべき作業を、気象庁の他官署（連絡先は付表5）で代行する。

8. その他

(1) 洪水予報を円滑に実施するため、双方で定期的に対向試験を行い、習熟を図るものとする。

(2) 本要領の内容を変更する必要がある場合、又は本要領の定めていない事項について一方から申し入れがあった場合には、速やかに協議する。

附則

本要領は令和5年3月30日に改正し、令和5年3月30日から実施する。

本要領は令和6年3月29日に改正し、令和6年4月1日から実施する。

令和6年3月29日

大阪府都市整備部事業調整室長

穴戸 英明



大阪府都市整備部河川室長

小池 重一



大阪管区气象台気象防災部予報課長

依岡 幸広



付表1 情報システムにより交換されるデータに含まれる雨量・水位観測所

(1) 大阪府雨量観測所

流域	観測所名		所在地	標高(m)
津田川	岸和田	きしわだ	岸和田市野田町岸和田土木事務所内	14.0
槇尾川	横山	よこやま	和泉市仏並町 104-1 (株) 大勇組内	130.0
牛滝川	山滝	やまたき	岸和田市内畑岸和田市立山滝中学校	100.0
石津川	鳳	おおとり	堺市西区鳳東町鳳土木事務所内	21.0

(2) 大阪府水位観測所(基準観測所)

河川	観測所名		位置 (緯度・経度)	所在地	水防団 待機水位 (m)	氾濫 注意水位 (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫 危険水位 (m)
					レベル1 水位	レベル2 水位	レベル3 水位	レベル4 水位
牛滝川	山直橋	やまだいばし	N 34° 27' 20" E 135° 25' 36"	岸和田市 岡山町	0.75	1.25	2.20	2.30

(3) 大阪府水位観測所(基準観測所以外)

河川	観測所名		位置 (緯度・経度)	所在地	水防団 待機水位 (m)	氾濫 注意水位 (m)
					レベル1 水位	レベル2 水位
牛滝川	高板橋	たかいたばし	N 34° 28' 41" E 135° 24' 54"	泉北郡忠岡町 高月南	1.50	2.25

(4) 大阪府潮位観測所

海岸	観測所名		位置 (緯度・経度)	所在地
堺泉北港	泉北港	せんぼくこう	N 34° 30' 31" E 135° 23' 47"	泉大津市新港町

付表2 洪水予報の伝達先等

伝達先	伝達方法	担当機関・官署
河川情報センター	N T T F A X	大阪府
陸上自衛隊第三師団	防災行政無線	〃
陸上自衛隊第 37 普通科連隊	N T T F A X	〃
大阪府危機管理室	気象情報伝送処理システム	大阪管区气象台
	防災行政無線	大阪府
大阪府岸和田土木事務所	N T T F A X 防災行政無線	大阪府
大阪府鳳土木事務所	〃	〃
岸和田市	〃	〃
忠岡町	〃	〃
和泉市	〃	〃
泉大津市	〃	〃
日本放送協会	気象情報伝送処理システム	大阪管区气象台
N T T 五反田センタ	〃	〃
総務省消防庁	〃	〃

※N T T 五反田センタへの洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

※報道機関については、上に記載した日本放送協会のほか、その他の民間放送局及びラジオ放送局へ、別途気象庁システムにより配信している。

付表3

(1) 洪水予報作業の開始基準雨量(配備基準雨量)

河川	流域	流域平均雨量
牛滝川	大津川水系	3時間雨量(実況1h+予測2h)30mm以上 又は、 3時間雨量(実況3h)30mm以上

(2) 洪水予報作業を開始する大阪府水位観測所(基準観測所)と開始基準水位

河川	観測所名	開始基準水位
牛滝川	山直橋観測所	0.90m

付表4 情報システム障害時に交換するデータ

(1) 大阪管区气象台から大阪府に通知するもの

ア	大阪府に発表された注意報・警報(水防活動用)
イ	気象情報(大雨, 台風, 低気圧, 梅雨等)
ウ	大津川水系の流域平均雨量(実況, 3時間先までの予測雨量)
エ	解析雨量
オ	降水短時間予報、降水ナウキャスト

(2)大阪府から大阪管区气象台に通知するもの

ア 次の観測所の雨量(実況)

津田川	岸和田 (岸和田市野田町)
槇尾川	横山 (和泉市仏並町)
牛滝川	山滝 (岸和田市内畑)
石津川	鳳 (堺市西区鳳東町)

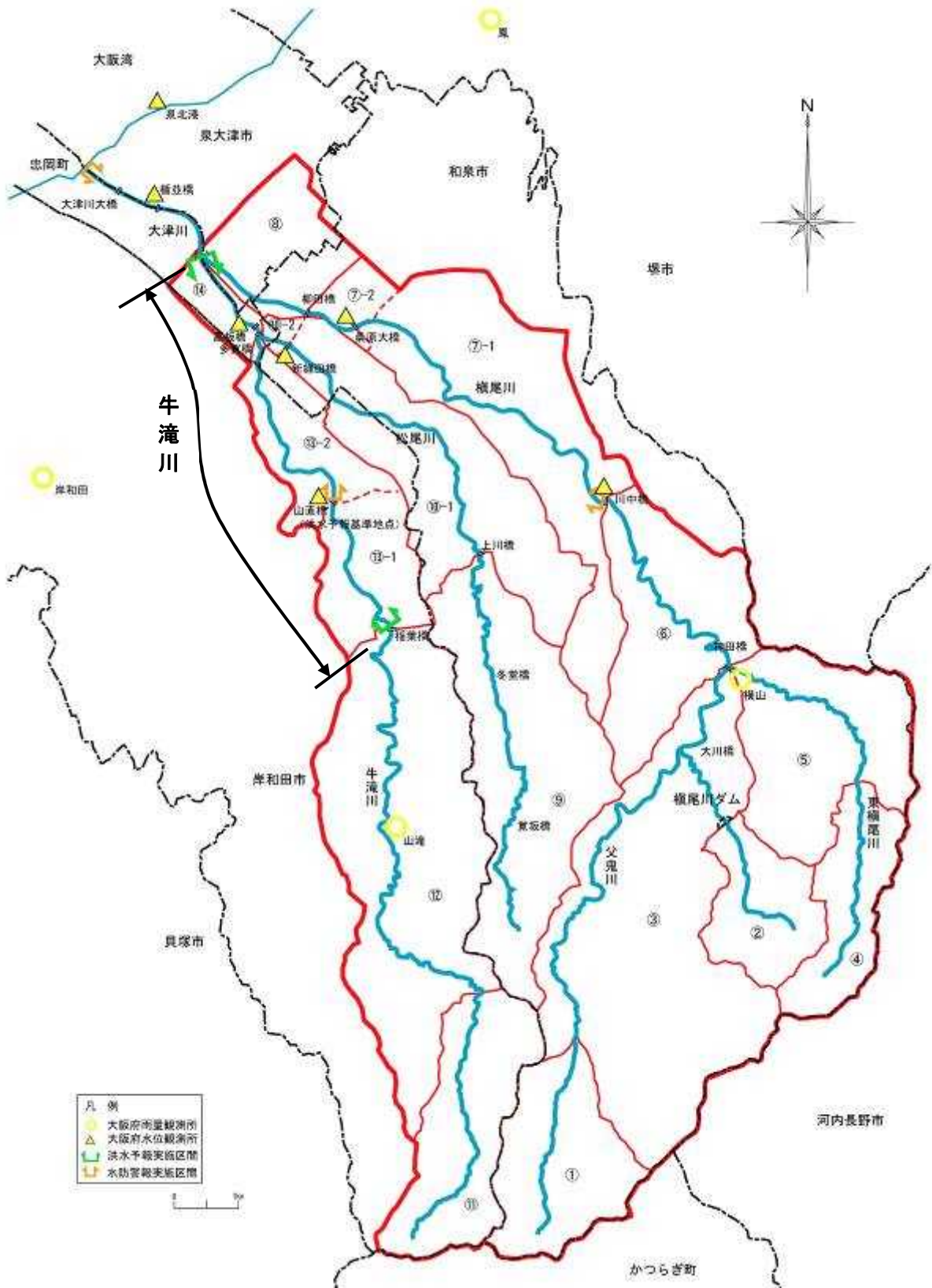
イ 次の観測所水位(実況及び3時間先までの予測)

牛滝川	山直橋 (岸和田市岡山町)
-----	---------------

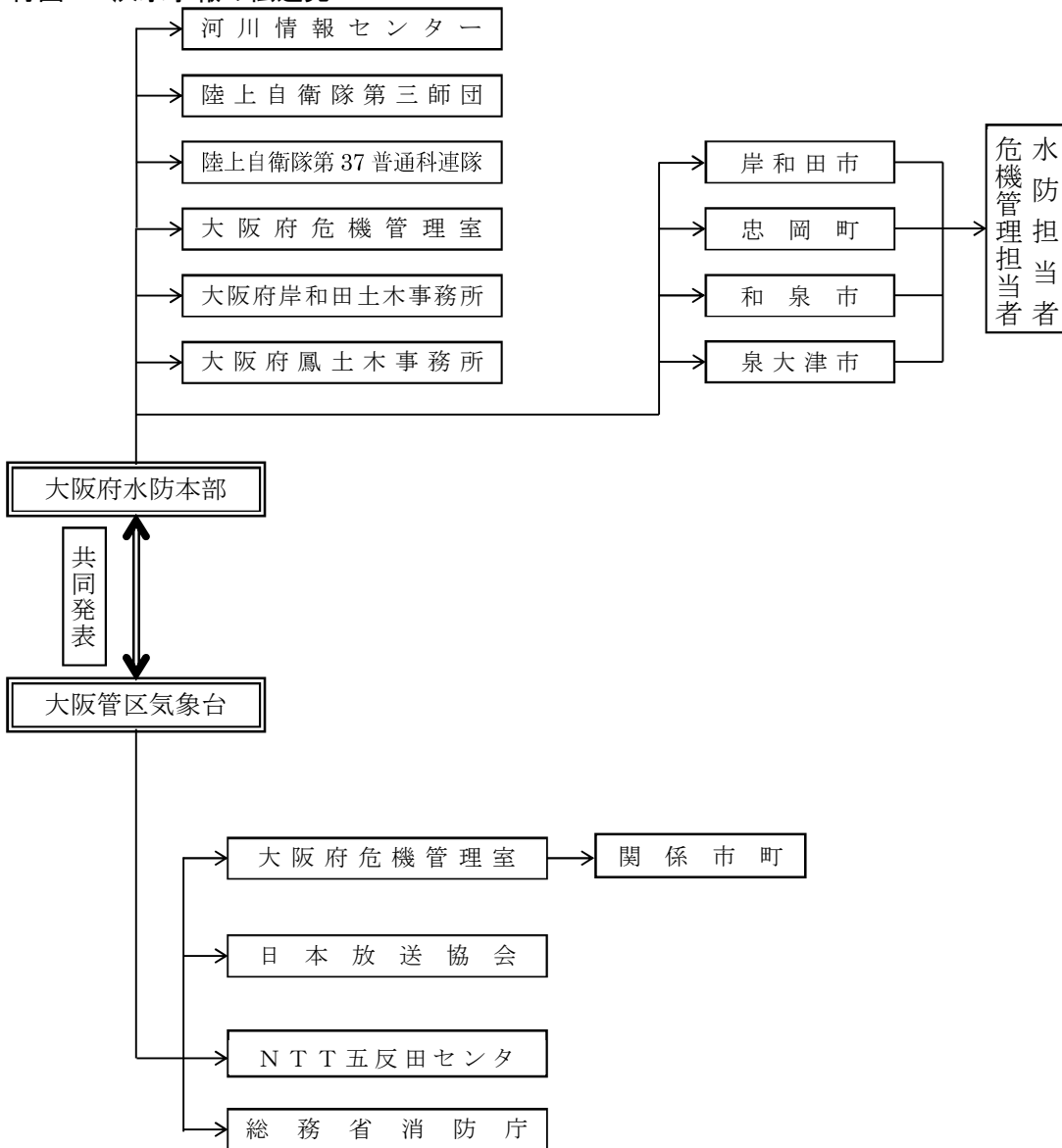
付表5 機能喪失時の代行官署及び連絡先

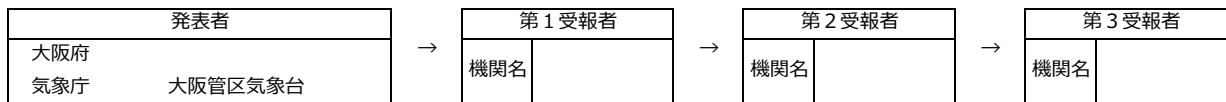
气象台機能喪失時の代行官署	洪水予報作業時の連絡先
気象庁	大気海洋部予報課 気象監視・警報センター

付図1 洪水予報区間及び雨量・水位観測所の位置図



付図2 洪水予報の伝達先





正規

おおつかわすいけいいうしたきがわ
大津川水系牛滝川氾濫危険情報

大津川水系牛滝川洪水予報第〇号
洪水警報（発表）
令和〇年〇月〇日〇時〇分
おおさかふ おおさかかんくしやうだい
大阪府・大阪管区气象台 共同発表

（見出し）

【警戒レベル4相当情報〔洪水〕】大津川水系牛滝川では、氾濫危険水位に到達し、氾濫のおそれあり

（主 文）

【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。牛滝川の山直橋水位観測所（岸和田市）では、「氾濫危険水位」に到達しました。牛滝川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、〇〇市、〇〇町では、浸水するおそれがあります。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

（雨量）

多いところで1時間に30ミリの雨が降っています。
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	13日06時40分～13日09時40分 までの流域平均雨量	13日09時40分～13日12時40分 までの流域平均雨量の見込み
大津川水系流域	40ミリ	30ミリ

（水位）

大津川水系牛滝川の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
山直橋 水位観測所 (岸和田市)	13日09時40分の状況	1.30				
	13日10時10分の予測	1.50				
	13日10時40分の予測	1.60				
	13日11時10分の予測	1.65				
	13日11時40分の予測	1.70				

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。水位のグラフは各水位間を按分したものです。水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位=計画高水位の場合は最大になります。なお、水位の予測値は前30分間の最大値を示します。

(注意事項)

(参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	山直橋水位観測所 岸和田市		
レベル4水位 氾濫危険水位※	2.30		
レベル3水位 避難判断水位※	2.20		
レベル2水位 氾濫注意水位	1.25		
レベル1水位 水防団待機水位	0.75		
受け持ち区間	牛滝川 左岸 岸和田市稲葉町 1344の1地先の稲 葉橋下流端から二 級河川大津川への 合流点まで 右岸 岸和田市稲葉町7 の1地先の稲葉橋 下流端から二級河 川大津川への合流 点まで		
氾濫が発生した場合の浸 水想定区域	大阪府泉大津市-、 大阪府和泉市-、 大阪府泉北郡忠岡町-、 大阪府岸和田市-		

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

	パソコンから	携帯電話から
大阪府ホームページ	http://www.osaka-kasen-portal.net/suibou/index.html	
気象庁ホームページ	https://www.jma.go.jp/	

問い合わせ先

水位関係：大阪府 電話：06-6944-6167

気象関係：気象庁 大阪管区気象台 気象防災部 予報課 電話：06-6949-6303